



こどもを預ける

✿ 保育所・認定こども園・幼稚園 ✿

保育所、幼稚園、認定こども園などの利用を希望する保護者の方に、利用のための認定を受けていただきます。下記の「3つの認定区分」に応じて利用先が決まっていきます。

3つの認定区分

認定区分	対 象	利用先
1号認定	こどもが満3歳以上で、教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園(幼稚園部分)
2号認定	こどもが満3歳以上で、保育の必要な事由(※)に該当し、保育所などで保育を希望する場合	保育所 認定こども園(保育所部分)
3号認定	こどもが満3歳未満で、保育の必要な事由(※)に該当し、保育所などで保育を希望する場合	保育所 認定こども園 地域型保育

※保育の必要な事由については、就労・出産・求職活動など、様々な要件があります。

問 保育課 ☎048-541-1464

こどもを預ける

広 告

小規模ならではの
一人ひとりに寄り添った
きめ細やかな保育を…



鴻 巣 園

鴻巣市大間532-1

☎048-514-0866

川 里 園

鴻巣市屈巣2976-1

☎048-577-6226



鴻巣市小規模保育事業所
保育所まなびい

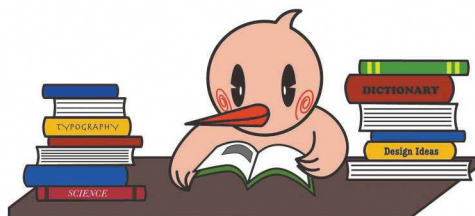
入園までの流れ

施設区分	申込期間		申請から
保育施設 (認可保育所・地域型保育)	4月入所	前年秋頃～ 保育課 (詳細は広報または市ホームページでご確認ください)	保育課で 区分認定及び 入所申込申請 →
	途中入所	保育施設入所案内または市ホームページをご覧ください。	
認定こども園 (保育所部分)	4月入所	前年秋頃～ 保育課 (詳細は広報または市ホームページでご確認ください)	保育課で 区分認定及び 入所申込申請 →
	途中入所	保育施設入所案内または市ホームページをご覧ください。	
認定こども園 (幼稚園部分)	園に直接お問い合わせください (P10参照)		認定こども園で 申込 →
幼稚園	園に直接お問い合わせください (P10参照)		

各施設の概要は、P8～10の一覧でご確認ください。場所はP71の地図でご確認ください。

問 保育課 ☎048-541-1464

※時間外保育や教材費等実費については、直接施設へお問い合わせください。



利用決定まで	利用可能時間	利用料金
市から認定証(2号・3号認定)の交付を受ける → 市が保育の必要性に応じて利用調整を行う → 利用の可否を決定	月～土曜日(※1) 保育標準時間 7:30～18:30等 保育短時間 8:30～16:30	所得や保育時間による(※2)
市から認定証(2号・3号認定)の交付を受ける → 市が保育の必要性に応じて利用調整を行う → 利用の可否を決定	月～土曜日(※1) 保育標準時間 7:30～18:30等 保育短時間 8:30～16:30	所得や保育時間による(※2)
入園内定後、認定こども園を通じて区分認定申請 → 認定こども園を通じて市から認定証(1号認定)の交付を受ける → 認定こども園と契約	月～金曜日 1日4時間 預かり保育(追加料金)あり	所得による(※2)
	月～金曜日 1日4時間 預かり保育(追加料金)あり	園に直接お問い合わせください(※3)

- ※1 保育標準時間は施設によって異なります。
土曜日は、保育施設によって保育時間が異なります。
時間外保育は、保護者の勤務などに応じて行っています。
- ※2 施設区分に関わらず、保育料は鴻巣市利用者負担額表に基づき決定します。
ただし、1号認定・2号認定(4月1日時点で3歳に達している児童に限る)の場合は幼児教育・保育の無償化により保育料は無料です。
- ※3 幼児教育・保育の無償化により、入園料・保育料は上限の範囲内で無償となります。



私立幼稚園入園準備金貸付

私立幼稚園や私立認定こども園の入園に必要な費用を支払うことが難しい保護者に対し、入園準備金の貸付を行う制度です。

金 額 貸付限度額5万円

- 手 続 き**
- 市ホームページをご覧ください。
 - 市税を完納しているなどの要件があります。
 - 6か月の期間を経過後、20か月以内に返済(無利子)

問 保育課 ☎048-541-1464

✻ 送迎保育 ✻

保育ステーション

鴻巣駅前の保育ステーションにて、朝、保護者の方からこどもをお預かりし、専用バスを使用して市内の保育所等のうち、市が指定した保育所等(以下「指定保育所」という。)へ送迎します。日中は、在籍する指定保育所にて過ごし、夕方、再び保育ステーションに戻って保育を行い、保護者の方にお引き渡しします。

対象児童 市内に住所があり、利用開始時点において満2歳以上であり、指定保育所に入所しているなどの条件あり

定 員 20人

開 所 日 月～金曜日(祝日・年末年始除く)

開所時間 7:00～9:00及び16:30～19:30

利 用 料 市ホームページをご覧ください。
※別途在籍する指定保育所の保育料がかかります。

問 保育課 ☎048-541-1464